# 令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料

# 第56号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構第3期中期計画の認可について

目 次		•	ページ
1 中期記	十画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P1
2 第3期	期中期目標策定にあたっての基準	本的な考え方・・・・・・・	P 2
3 第3期	明中期目標と第3期中期計画の」	<b>北較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	P 4
参考資料 1	l 地方独立行政法人長崎市立!	<b>丙院機構の概要について</b>	C····· P33
参考資料 2	2 第2期中期目標期間における	る新たな取組み・・・・・・	P36
参考資料 3	3 長崎みなとメディカルセン。	ターの実績値等の推移・	P 44
参考資料△	4 損益計算書による決算の推移	<b>多</b> ······	P48
参考資料 5	5 救命救急センター設置の概要	要	P50
参考資料 6	6 地方独立行政法人法抜粋··		P53

市民健康部 令和2年2月



#### 1 中期計画の概要

地方独立行政法人の業務運営における目標や評価の仕組みについては、地方独立行政法人法(以下「法」という。)により規定されている。

「(1)中期目標」は、地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「法人」という。)の 設置者である市長が、法に基づき、法人に対して指示する「法人が達成すべき業務運営に 関する目標」である。

法人は、この中期目標の達成のため、「(2)中期計画」及び「(3)年度計画」を策定 し、これに基づき計画的に業務を行う。

#### (1) 中期目標(法第25条)

市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、法人へ指示する。 なお、中期目標を定める際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。



法人は、中期目標を達成するため中期計画を作成し、市長の認可を受けなければならない。なお、中期計画を認可する際は、あらかじめ議会の議決が必要となる。

## 法定記載事項

- ア 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置
- イ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ウ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- エ 短期借入金の限度額

(2) 中期計画(法第26条、第83条)

- オ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- カ 上記才に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、 その計画
- キ 剰余金の使途
- ク 料金 (法第.83条第2項)
- ケ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

#### (3) 年度計画 (法第27条)

法人は、各事業年度の開始前に、中期計画に基づき、年度ごとに業務を計画的に遂行できるよう年度計画を作成し、市長に届け出なければならない。

## (4) 業務の実績評価等(法第28条)

市長は、次のア〜ウにより業務の実施状況等実績を評価し、必要に応じ業務運営の改善等に対し、指導、命令等を行うことができる。

- ア 年度評価(各年度終了時に実施)
- イ 中期目標期間の見込評価(中期目標期間の最終年度に実施)
- ウ 中期目標期間の実績評価(中期目標期間の終了後に実施)

# 2 第3期中期目標策定にあたっての基本的な考え方

## (1) 第3期中期目標の期間

法第25条第1項の規定により、3年以上5年以下の期間で市長が定める。 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで(4年間)

## (2) 第3期中期目標策定時の検討事項

第2期中期目標は、「4つの使命」のもと、公的病院として、また、地域の中核的な 医療機関としての役割を担うために、法人が今後も継続して取り組む必要がある項目 で成り立っているため、各項目の大きな変更はせず、第2期中期目標期間において未 達成事項である次の「ア」と「イ」について、明確な目標設定を行い、達成を特に強 く求める事項として策定を行った。

## 【参考】4つの使命

- 1 救急医療を充実させ、日進月歩の高度医療に迅速に対応できる体制を構築すること。
- 2 民間医療機関では対応が難しい不採算医療を実施するなど公的医療機関としての 役割を担うとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより地域ネットワーク の中心的役割を担うこと。
- 3 職員育成という考えのもと、職員一人ひとりが働きがいと誇りを持って業務に精励できる環境を整備・維持し、もって患者、家族及びその周囲の人々を癒す気持ちを持ち続けること。
- 4 健全な経営の質を担保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立 すること。

## ア 財務内容の改善に向けた取組み強化の必要性

令和元年度に行った第2期中期目標期間終了時の見込評価において、「第4 財務内容の改善に関する事項」については、「複数の点で改善を要する」との評価であり、第2期中期目標期間中の達成が見込まれない。

#### 【参考】第4 財務内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立

適正な病床稼働率を維持するとともに、給与費、材料費及び経費の医業収益に 占める目標を設定し、その目標を達成すること。

また、第2期中期目標期間中における長崎市からの運営費負担金を含めた4年間の経常収支を黒字とし、第1期中期目標期間中の累積欠損金についても解消に努め、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること。

## 【参考】第2期中期計画目標値に対する達成率

	平成	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
指 標	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
		(達成率)		(達成率)	•	(達成率)	
経常収支比率	100. 3	98. 2 (97. 9)	100. 3	102. 3 (102. 0)	101. 8	101. 4 (99. 6)	
給与費比率	56. 0	59. 6 (94. 0)	56. 0	55. 4 (101. 1)	53. 2	56. 4 (94. 0)	
(上段:退職費用含) ————————————————————————————————————	53. 3	56. 9 (93. 7)	53. 3	55, 0 (96, 9)	50. 7	54. 6 (92. 3)	
材料費比率	24. 0	25. 1 (95. 6)	24. 0	25. 9 (92. 7)	24. 4	25. 7 (94. 7)	
経費比率	15. 2	13. 5 (112. 6)	15. 2	13, 0 (116, 9)	15. 3	13. 3 (1.13. 1)	

平成31 年度 目標値
101.8
52. 9
50. 4
24. 4
15. 3

(注1)経常収支比率: (経常収益/経常費用)×100

(注2)給与費比率: (給与費/医業収益)×100

(注3) 材料費比率: (材料費/医業収益) ×100

(注 4) 経費比率: (経費/医業収益) ×100

※(注2)~(注4)の医業収益には運営費負担金を含まない

#### イ 救命救急センターの安定した運営

救命救急センターについては、令和2年2月に開設したが、今後は適正な人員体制による安定した運営が課題となる。

#### ウ その他の検討事項

医療機能の役割分担や連携など、地域医療構想へ向けた取組みが求められている。 また、医師の高齢化や診療科の専門化による医師不足や人口減少、少子高齢化、働き 方改革などの医療を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。

## 3 第3期中期目標と第3期中期計画の比較

## 前文

#### 第3期中期目標

地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「病院機構」という。)は、平成24年4月1日に、市民に対し質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、市民の生命及び健康を守ることを目的として設立され、長崎市第四次総合計画に掲げる「安心できる医療環境の充実」に貢献するため、地域の中核的な医療機関として次に掲げる4つの使命のもと取組みを進めてきた。

- 1 救急医療を充実させ、日進月歩の高度医療に迅速に対応できる体制を構築すること。
- 2 民間医療機関では対応が難しい不採算医療を実施するなど公的医療機関と しての役割を担うとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより地域ネットワークの中心的役割を担うこと。
- 3 職員育成という考えのもと、職員一人ひとりが働きがいと誇りを持って業務に 精励できる環境を整備・維持し、もって患者、家族及びその周囲の人々を癒す 気持ちを持ち続けること。
- 4 健全な経営の質を担保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤 を確立すること。

病院機構においては、令和2年3月31日までの4年間における第2期中期目標において、救命救急センターの早期整備には至らなかったものの、高度・急性期医療、小児・周産期医療をはじめとした民間医療機関での対応が難しい医療に取り組み、公的医療機関としての役割を担ってきた。

一方で、経営状況をみると、平成29年度から単年度の経常収支は黒字に転じたが、累積欠損金は依然として高い水準にあり、一層の経営努力が必要である。

第3期中期目標期間においても、地域の中核的な医療機関として長崎市の安心できる医療環境の充実に資するため、救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療、感染症医療等の、公的医療機関が率先して推進すべき医療について、4つの使命のもと、これまでの業務の成果を活かし引き続き取り組むことを求める。

地方独立行政法人長崎市立病院機構は、市長の指示である第3期中期目標に掲げられた4つの使命をはじめとする目標を達成し、効率的・効果的な病院経営を推進するため、次のとおり中期計画を定めるものとする。

そのためには、事業の継続性や安定した経営基盤の確立は不可欠であり、長期 的視点を持った計画的な業務運営や人材育成を行いながら、不断の努力で経営 改善に取り組む必要があるため、地方独立行政法人の自主性・自律性を活かし、 自らが責任を持って効率的・効果的な病院経営を推進していくこと。

なお、人口減少や少子高齢化の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療提供体制のあるべき姿を示した「長崎県地域医療構想」を踏まえ、地域の医療機関との機能分化・連携等の検討を進め、地域の課題に的確に対応しながら、将来にわたる安定した医療提供体制の構築に取り組むこと。

## 第1 中期目標の期間

第3期中期目標

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 第3期中期目標

#### 1 診療機能

#### (1) 目指す医療

#### ア 救急医療

救命救急センターにおいては、適正な人員体制のもと安定した運営を行い、 救急搬送応需率(救急車受入れ要請のうち受入れを行った割合をいう。)を向上 させること。

また、長崎市全体の救急医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と消防局との連携及び役割分担を行うこと。

さらに、救急医療人材の育成に努めること。

10 M			第3期	中期計画(家			
,							
				•			
						•	
_							
,	, ·				•		
	-	. , .	•		,		

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 第3期中期計画(案)

## 1 診療機能

#### (1) 目指す医療

## ア 救急医療

救命救急センターを安定的に運営するため、救急医を継続的に配置するとともに、院内の連 携強化等により24時間365日の受入体制を堅持し、救急搬送応需率を向上させる。

また、長崎市の救急医療体制の充実に寄与するため、行政及び地域の医療機関等と連携し、救命救急センターとしての役割を構築する。

さらに、研修医や救急救命士等への教育を実施する場として、救急医療に携わる人材の育成を行う。

## 【目標值】

指標	平成 30 年度実績	令和5年度目標
救急搬送応需率	. 88.8%	前年度より向上
A I I. I		

## 【参考值】

	平成 30 年度実績
蘇生・緊急レベル患者の受入件数	1,831 件
救急救命士研修受入件数	13 件
救急車搬送のうち当院へ搬送された患者の割合 (長崎医療圏内)	18.5%

# イ 高度・急性期医療

3大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)等をはじめとした高度・急性期医療の提供においては、地域の医療機関との連携及び役割分担を継続して行うこと。

また、地域がん診療連携拠点病院、地域脳卒中センターとして、地域の中核的役割を果たすこと。

## イ 高度・急性期医療

3大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)等をはじめとした高度・急性期医療については、日進月歩で発展している医療技術に対応し、より身体的負担の少ない処置や検査を充実させ、高水準かつ専門的な医療の提供を行う。

また、関係機関との連携及び役割分担を行いながら、高度・急性期医療における地域の中核的役割を担う。

#### 〇 がん

がん治療については、各種診療ガイドラインに則った高水準な診療を引き続き提供する。 また、地域がん診療連携拠点病院として、外科療法、放射線治療、薬物療法等の様々な 治療法を組み合わせて行う集学的治療を提供するとともに、地域の関係機関と連携しなが ら、がんに関する相談、情報の提供等を行う。

## 〇 心疾患

心疾患については、引き続き24時間365日の受入体制を維持し、各種診療ガイドラインに 則った高水準な診療を提供する。

また、栄養指導やリハビリテーション等の多職種が連携し、再発予防や社会復帰を目指した支援を行う。

#### 〇 脳血管疾患

脳血管疾患については、長崎医療圏の地域脳卒中センターとして、脳卒中を発症した患者に対し、24時間365日の受入体制を維持する。

また、後遺症を軽減するため、早期にリハビリテーションを開始し、地域の関係機関と連携して社会復帰を支援する。

#### 【参考值】

_	() (E)		
	項目	指標	平成 30 年度実績
		胸腔·腹腔鏡下手術件数	702 件
	全体	全身麻酔件数	1,871 件
		CT 撮影件数	17,702 件
	•	MRI 撮影件数	7,014 件
		悪性腫瘍の手術件数	715 件
			(400 件以上)
	がん	放射線治療延べ患者数	358 人
	(地域がん診療		(200 人以上)
	連携拠点病院	がんに係る薬物療法延べ患者数	1,012 人
	の指定要件)		(1,000 人以上)
	•	緩和ケアチームの新規介入患者数	249 人
			(50 人以上)
	心疾患	緊急カテーテル治療・検査件数	161 件
,	脳血管疾患	血栓溶解療法(t-PA)件数	34 件
		早期リハビリテーション実施患者数	491 人
		経皮的脳血栓回収術件数	19件
	(注 1)がんの指摘	画片 平成 30 年(歴年)の実績	

(注1)がんの指標は、平成30年(暦年)の実績

#### ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、小児・周産期医療におけるハイリスク出産や早産児等の受入れ体制を持続させるとともに、小児・周産期医療を担うスタッフの育成を進め、住民が安心できる医療提供体制を維持すること。

#### 工 政策医療

民間医療機関での対応が難しい結核及び感染症医療に引き続き取り組むとともに、新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、行政や関係医療機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応できる体制の整備を行うこと。

また、災害発生時において、行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受入れを行い、医療救護活動等を実施するとともに、他の自治体において大規模災害が発生した場合は、医療救護活動の支援に努めること。

さらに、透析医療についても、引き続き実施すること。

## (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域医療に貢献するため、地域の医療機関と連携・協力体制をとり、診療情報・資源の共有化を図りながら、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。

また、地域包括ケアシステムの中で、地域において切れ目なく在宅医療や在宅介護につなげるため、医療、介護における各関係機関と相互に情報共有し、

- (注 2)血栓溶解療法(t-PA):血管に詰まった血栓を溶かし、再び血液が流れるようにする 薬を用いて治療する方法
- (注 3)経皮的脳血栓回収術:脳血管内にカテーテルを用いて、特殊な器材を挿入し、詰まっている血栓を取り除く手術

#### ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、総合周産期母子医療センターや地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、ハイリスク出産や32週未満の新生児・低出生体重児への対応も行う。

また、小児・周産期医療を担う医療スタッフ及び地域の医療関係者に対し、技術指導や講演会を実施する等の人材育成に取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の充実に寄与する。

## 【参考值】

指標	平成 30 年度実績
分娩件数	317 件
NICU 新入院患者数	175 人
32 週未満新生児数	9人
母体搬送受入数	120 人
極低出生体重児数(1,500g 未満)	7人

#### 工 政策医療

結核及び感染症医療については、第二種感染症指定医療機関としての役割を引き続き維持し、感染症発生時においては、速やかな患者受入れや感染拡大防止に努める。

災害発生時には、災害拠点病院として行政や関係医療機関との連携を図り、医療救護活動を実施するとともに、平常時においてもマニュアルの整備や訓練等に積極的に取り組む。

また、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、長崎DMAT(災害派遣医療チーム)を被災地に派遣する等、医療救護活動を実施する。

さらに、透析医療についても引き続き実施する。

#### ·【参考值】

平成 30 年度実績
0人
938 人
1,774 人
9,375 人
年1回
 1 チーム

#### (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域の医療機関と連携強化を行うため、地域医療連携ネットワークシステムの活用を充実させる等、患者情報の共有を図る。

また、医療機器の共同利用や研修会の実施等を積極的に行い、地域医療支援病院としての役割を果たす。

地域包括ケアシステムの中で、在宅医療や在宅介護につなげるため、関係機関とのケアプラン

## 連携を強化すること。

さらに、地域医療構想を踏まえ、地域の医療機関との役割分担、機能分化や 連携について積極的に検討を進めること。

### (3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制

## ア 多職種連携によるチーム医療の推進

専門性を活かした医療を提供するため、医師をはじめとした医療スタッフが、診療科や職種を超えた多職種連携によるチーム医療を推進すること。

## イ 医療安全対策の徹底

医療安全に関する情報の収集・分析を行い、医療安全対策の徹底を図ること。

また、全職員が医療安全に対する意識の向上に努め、適切に行動できる体制づくりに引き続き取り組むこと。

の作成及び見直しにおける情報交換や看護指導を行う等、連携を強化する。

さらに、地域医療構想を踏まえ、地域の関係機関と協議を行い、医療需要に即した地域の医療 機関との役割分担、機能分化や連携に向け、診療体制の見直しや必要な病床数の検討等を積極 的に進める。

#### 【目標值】

指標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
紹介率 (地域医療支援病院)	75.8%	前年度を維持 (65%以上)
逆紹介率 (地域医療支援病院)	131.8%	前年度を維持 (40%以上)

(注1)紹介率:(紹介患者数/初診患者数)×100

(注 2) 逆紹介率: (逆紹介患者数/初診患者数)×100

#### 【参考值】

指標	平成 30 年度実績
地域医療講演会開催回数	23 回
地域医療講演会参加人数	589 人
医療福祉相談件数	4,193 件

## (3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制

#### ア 多職種連携によるチーム医療の推進

多角的な視点を持って患者の治療方針の検討や患者が抱える多様な問題の解決、施設環境の整備を行うため、多職種によるチームの編成やカンファレンス、院内ラウンドチェック等のチームでの活動を充実し、専門性を活かした質の高い医療を提供する。

#### 【参考值】

指標	平成 30 年度実績
栄養サポートチーム(NST)介入患者数	254 人
感染対策チーム(ICT)回診回数	週1回
褥瘡対策チーム介入患者数	135 人
緩和ケアチーム介入患者数	247 人
認知症ケアチーム介入患者数	375 人

#### イ 医療安全対策の徹底

医療安全管理に関する委員会及び各所属のリスクマネジャーを中心として、ヒヤリハット事例の報告体制を強化するとともに、事例の分析や対策を進めることで安全対策の徹底を図る。

また、全職員の医療安全研修会受講等、職員の医療安全に対する意識向上に努める。

リスクマネジャーを通じた情報提供や定期的な院内ラウンドチェック及び複数の医療機関との 医療安全対策に関する相互評価を行う。

医薬品については、在庫管理の徹底及び医療機器の安全管理のチェック体制の強化や安全器材の導入、研修会等を行う。

#### ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点の把握や見直しを継続して行い、院内感染防止対策を確実に実施すること。

## 2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供

#### (1) 患者中心の医療の提供

患者・家族の視点に立ち、インフォームド・コンセント(患者・家族が症状や治療について十分な説明を受け理解した上で、治療法の選択に合意をするプロセスをいう。)を徹底し、患者中心の医療の提供を行うこと。

## (2) 患者の満足度向上

外来・入院患者のニーズや接遇について、定期的な把握及び客観的な分析を 行い、迅速及び継続的な改善策を講じることで、患者満足度の向上を図ること。 また、患者・家族視点でのサービス向上に努めるため、ボランティアとの連携 を推進すること。

#### 【目標值】

指標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
医療安全研修会受講率	97.7%	100.0%
リスクマネジャー会議開催回数	12 回	12 回

#### ウ 院内感染防止対策の徹底

感染制御センター、院内感染に関する対策委員会及び院内感染防止対策チームを中心とした活動を行うとともに、全職員の院内感染対策研修会受講等、感染制御に対する職員の意識向上に努める。

引き続き定期的な院内ラウンドチェックを実施し、また、複数の医療機関との感染防止対策に関する相互評価を行う等、院内感染の未然防止に努める。

#### 【目標值】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
院内感染防止対策研修会受講率	98.9%	100.0%

## 2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供

#### (1) 患者中心の医療の提供

患者・家族に寄り添い、様々な不安やニーズ、家庭・生活環境を考慮したインフォームド・コンセントの徹底を図るため、アドバンス・ケア・プランニングも含めた意思決定に関する研修会等を実施する。

また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、セカンドオピニオンの要望にも適切に対応するとともに、医療相談や就労支援等、患者中心の医療の提供を行う。

## 【参考值】

指 標	平成 30 年度実績
インフォームド・コンセントやアドバンス・ケア・プランニング	未実施
の研修会開催回数	
セカンドオピニオン対応患者数	18 入

(注)アドバンス・ケア・プランニング:将来の意思決定能力の低下に備えて、患者・家族と 具体的な治療・療養について話し合うこと

#### (2) 患者の満足度向上

患者の満足度を向上させるため、患者アンケートや意見箱等により患者ニーズを把握し、客観的な分析及び必要な改善を行う。

あいさつの励行や接遇研修を充実させることにより接遇向上に努める。

また、ボランティアスタッフの多種多様な活動の場を設け、定期的に情報共有し、問題点等については関係委員会・部署と共有を図り改善することで患者サービスの向上を図る。

#### (3) 患者・住民への適切な情報発信

病院に対する理解や医療・健康に対する関心を深めるため、診療情報、経営状況、医療及び健康に関する情報等について、パンフレット、ホームページや健康講座等による情報提供を積極的に行うこと。

#### (4) 外国人への医療の提供

国際観光都市として、長崎市を訪れる外国人観光客等が安心して医療を受けられる体制を充実させるため、外国人患者の受入れ拠点としての体制を整備すること。

## 3 法令・行動規範の遵守

医療法等の関係法令をはじめとした行動規範を遵守すること。 また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、市の条例 等に基づき適切に対応すること。

## 【参考值】

指標	平成 30 年度実績
退院患者の総合的満足度(アンケート調査による)	86.8%
外来患者の総合的満足度(アンケート調査による)	未実施

## (3) 患者・住民への適切な情報発信

病院の役割や機能、経営状況、各疾患の治療内容、健康増進のための啓発等の住民・患者に必要な情報を、情報誌やホームページ、講座等を通じて効果的に発信する。

## 【参考值】

指標	平成 30 年度実績
情報誌発行回数	9回
住民向け講演会開催回数	28 回

#### (4) 外国人への医療の提供

訪日外国人や在留外国人が安心して医療を受けられるよう、通訳体制や案内表示、リーフレット等の翻訳の充実を図り、外国人患者の受入拠点としての体制を整備する。

#### 【参考值】

	指 標	平成 30 年度実績
外国人患者数	延べ入院患者数()内実数	140(13)人
	延べ外来患者数()内実数	144(112)人

#### 3 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、内部統制統括者及び内部統制部門を中心としたモニタリング等を徹底することで、適正な業務運営を行う。

また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、市の条例等に基づいた対応に加え、厚生労働省が示している医療機関に対する各種ガイドライン等にも適切に対応する。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

第3期中期目標:《《》

#### 1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善

内部統制の運用を進め、PDCAサイクルを徹底した適切な進捗管理を行い、経営環境を的確に見極めた効果的な戦略を持って業務運営を推進すること。

## 2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり

#### (1) 適正配置と人材評価

#### ア 医療スタッフの適正配置

病院機構が目指す医療提供体制に必要な医師をはじめとした医療スタッフの適正配置を行うこと。

## イ 適正な人材評価制度の活用

職員の意欲向上、専門性の向上及び組織の活性化を図るため、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する人材評価制度の活用を図ること。

## 1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善

地域の医療環境や医療需要を分析し、医療機能や経営状況に応じた効果的な戦略を立案し、その戦略に基づき各部門において目標を定める。

また、その進捗管理や効果の検証を行い、改善に向けた取り組みを行うことで、PDCAサイクルの徹底を図る。

さらに、各活動に対するPDCAサイクルによる管理の有効性について、内部統制の運用により モニタリングしていくことで効果的な業務運営を推進していく。

## 2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり

#### (1) 適正配置と人材評価

#### ア 医療スタッフの適正配置

地域の中核的な病院として、救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療についての機能を果たすために、病院経営や労働環境を考慮した人員配置を計画的に行う。

#### 【目標值】

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	
指標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
重症患者への集中的管理体制充実 (特定集中治療管理料 3)	<del>-</del> ,	取得及び維持
新生児への治療管理体制充実 (新生児特定集中治療管理料 1)		取得及び維持
医師の負担軽減のための体制充実 (医師事務作業補助体制加算 2) (15 対 1)		取得及び維持

## 【参考值】

指 持	票	平成 30 年度実績
医師数		100人
看護職員数		540 人
医療技術員数		151 人

<sup>(</sup>注)平成31年3月31日現在の休職者を含む在職者数(再任用短時間勤務職員、嘱託員を含む。)

#### イ 適正な人材評価制度の活用

職員の業績・能力を公正かつ適正に評価するため、人事評価に係る研修の充実を図るとともに、人事評価と連動した人事制度、給与制度を整備し、職員の意欲や、専門性の向上を図る。

#### ウ 職員の満足度向上

職員のワークライフバランスの推進に努め、働きがいと誇りをもって 業務に精励できるよう働きやすい環境を整えること。

#### (2) 計画的な人材育成・

## ア、医療スタッフの専門性向上

各疾患に対する研究や治験を実施するとともに、医療スタッフの専門知識や技術の向上を図るため、体系的に部門別・テーマ別研修を行うなど、研修制度の充実を図ること。

また、臨床研修病院として、初期研修医及び専攻医を積極的に受け入れるとともに、指導体制及び研修プログラム等を充実させること。

## イ 事務職員の専門性向上

経営管理部門において、専門性の高い職員の確保・育成に努める とともに、体系的に部門別・テーマ別研修を行うなど、研修制度の充実 を図ること。

また、経営改善に向けた意識改革のための環境を整備すること。

#### ウ 資格取得等に対する支援

職員の資格取得等に対する支援に当たっては、病院の理念の もと機能充実を目指した人材育成計画を策定し、その成果が活 かされる仕組みを構築すること。

#### ウ 職員の満足度向上

タスクシフティングや業務の効率化、多様な働き方の検討等を行い、働き方改革関連法に 則った働き方改革及び職員のワークライフバランスを推進する。

また、産業保健スタッフによる健康相談の実施や休暇制度の利用促進等、職員の満足度向上に努める。

## 【参考值】

指 標	平成 30 年度実績
正規職員1人あたり平均有給休暇取得日数・	9.23 日
職員の健康相談件数	85 件

(注)正規職員1人あたり平均有給休暇取得日数は、平成30年(暦年)の実績

#### (2) 計画的な人材育成

#### ア 医療スタッフの専門性向上

医療における研究や治験を引き続き実施するとともに、医療スタッフの専門性を向上させるため、職種に応じた体系的な院内研修を積極的に実施し、院外研修や学会発表についても支援を行う。

また、臨床研修病院として、初期研修医に対して助言・指導を行うメンター制度の導入や専攻医に対するプログラムを策定し、若手医師に対する教育を充実させる。

## 【参考值】

- 3 11 - 3				 ·			
	指	標				平成 3	0 年度実績
治験実施件数			•	•			11 件
製造販売後調査件数							17 件
臨床研究件数	, -						38 件
学会•研修会参加件数					,		730 件

#### イ 事務職員の専門性向上

医療制度や診療報酬についての知識を深め、経営改善を進めていくことの出来る職員の確保や育成を行う。

また、職員の育成においては、学会・研修会の参加、他施設への研修派遣及び体系的な 部門別・テーマ別研修の実施や幅広い知識と経験を培うための所属間の人事異動を行う。

#### 【参考值】

指	標	 平成 30 年度実績
学会·研修会参加件数		59 件

#### ウ 資格取得等に対する支援

年々変化する医療情勢や診療報酬改定にいち早く対応し、また、診療機能の充実、医療の 質及び専門性の向上を図るため、人材育成計画を策定し、必要な資格取得に対して支援を 行う。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

#### 第3期中期目標

#### 1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 財務改善に向けた取組み
  - ・将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤の確立を目指した長期計画を立て、業務運営を行うこと。
  - ・経営状況の的確な分析を行い、改善や効率化に向けた取組みを随時行う ことで、より一層の経営改善を図ること。
  - \*累積欠損金について、計画的に縮減すること。
  - ・毎年度の経常収支比率を100パーセント以上とすること。
  - ・給与費、材料費及び経費の医業収益に占める目標値を設定し、その目標を達成すること。

#### (2) 安定的な資金確保に向けた取組み

- ・資金計画を立て、業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。
- ・医療制度改革や診療報酬制度の改定、医療需要の変化等に迅速かつ的 確に対応し、確実な収入確保に努めること。
- ・個人未収金の発生抑制及び早期回収に確実に取り組むこと。

1000			第3期中期計画(案	知。這樣是是	
•	ļ. 	【参考值】		. •	
•			指 標		平成 30 年度実績
		資格取得支援数		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3件
		奨学金貸与制度利	用者数	-	1人

#### 1 持続可能な経営基盤の確立

#### (1) 財務改善に向けた取組み

安定的かつ持続可能な経営基盤の確立を目指し、将来の医療需要や患者の受療行動等の分析を行いながら、必要とされる投資・費用を見据え、中長期的な計画に沿った業務運営を行う。

」また、随時経営状況の分析を行いながらPDCAサイクルを徹底し、常に目標達成に向けた進捗状況を確認しながら一層の経営改善を図る。

さらに、病床稼働率の向上や新たな施設基準の取得により収入を増加させるとともに、人 員の適正配置や給与体系の見直しを含めた給与費比率の抑制に努め、材料費の価格交渉 や委託内容の見直しを行う等、費用縮減にも取り組みながら、毎年度の黒字化を達成し、累 積欠損金の計画的縮減を行う。

#### 【目標値】

指標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
経常収支比率	101.4%	103.2%
給与費比率	54.3%	52.2%
材料費比率	24.7%	24.7%
経費比率	12.8%	13.0%
累積欠損金	2,100 百万円	1,374 百万円

- (注 1)経常収支比率:(経常収益/経常費用)×100
- (注 2)給与費比率:(給与費/医業収益)×100
- (注3)材料費比率:(材料費/医業収益)×100
- (注 4)経費比率:(経費/医業収益)×100

※(注2)~(注4)の医業収益には運営費負担金を含む

#### (2) 安定的な資金確保に向けた取組み

毎年度の収支計画においては、病床稼働率の目標達成や新たな施設基準の取得等による 収入増を図り、資金の増加につながる一定の黒字額を確保するとともに、資金状況を常に把握 しながら適切な運用を行う。

また、医療制度改革や診療報酬制度の改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応するため、セミナー等の参加や受療行動の分析等を含め院内外の最新の情報収集を行い、収入確保に努める。

個人未収金については、発生防止を徹底するとともに、早期回収に向け確実に取り組む。

# (3) 計画的な施設及び医療機器等の整備

施設及び医療機器の整備に係る投資については、費用対効果、地域の医療のニーズ等を総合的に判断し、計画的に実施すること。

また、実施後は、その効果を検証し、必要に応じて計画の見直し・課題の改善を行うこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

## 第3期中期目標

## 1 PFI 事業者との連携による事業の円滑な推進

PFI事業者と連携を図り、施設の適正な維持・管理に努めるとともに、長期的な視点を持って事業の円滑な推進を図ること。

# 【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
期末資金残高	658 百万円	1,674 百万円

## (注)年度末未払金を差し引いた実質残高

#### (3) 計画的な施設及び医療機器等の整備

施設及び医療機器の整備については、その費用対効果、地域の医療ニーズ、患者動向、地域の医療機関の動向等の情報収集を行い、また、経営状況、医療機器に係る減価償却費や償還額の推移等を総合的に鑑みた整備計画を立てる。

また、医療機器等の導入後は使用状況等の調査を行い、収益性や効果について検証し、適正な運用を図る。

さらに、地域の医療需要の変化や医療技術の進展等の環境の変化に対応しながら、必要に応じて適宜計画の見直し・課題の改善を行う。

## 第3期中期計画(案)

#### 1 PFI 事業者との連携による事業の円滑な推進

PFI事業者と連携を図り、施設の適正な維持・管理に努めるとともに、長期的な視点を持って事業の円滑な推進を図る。

# 第6 予算、収支計画及び資金計画

## 1 予算

(単位:百万円、金額は税込)

		· · ·	金額		
		分			
	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第3期中期計画期間	令和2年度(参考)	
収入			60,826	15, 014	
	営業収益		57,455	14, 140	
,		医業収益	54,869	13, 490	
		運営費負担金収益	2,406	606	
		補助金等収益	180	44	
	営業外収益		718	178	
."		運営費負担金収益	149	36	
		その他営業外収益	. 569	142	
	資本収入		2,653	696	
		運営費負担金	1,447	317	
		長期借入金	1,206	379	
	•	その他資本収入	0	0	
	その他の収力	· ·	0	0	
支出	2	•	. 59,578	14, 813	
j	営業費用		54,569	13, 577	
	医業費	团	54,569	13, 577	
		給与費	30,520	7, 615	
		材料費	15,646	3, 880	
	,	経費	8,088	2, 004	
		その他	315	. 78	
	営業外費用		510	126	
	資本支出	•	4, 499	1, 110	
	建設改	良費	1, 206	379	
	償還金		3, 221	713	
	その他	2資本支出	72	. 18	
	その他の支出		0	0	

<sup>(</sup>注1)期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与制度改定及び物価変動 等の影響は考慮していない。

<sup>(</sup>注2)数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致 しない場合がある。

(単位:百万円、金額は税抜)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(千区: 日7717、並領157773次/			
 	分	金額			
		第3期中期計画期間	令和2年度(参考)		
収益の部		60,127	14, 867		
営業収益	· ————	59,368	14, 612		
医業	収益	54,761	13, 463		
運営	費負担金収益	2,406	606		
補助	金等収益	180	45		
資産	見返負債戻入	2,021	498		
営業外収	<u></u>	. 669	165		
運営	費負担金収益	149	35		
その	他営業外収益	520	130		
臨時利益		90	90		
費用の部	· ;-	58,894	14, 674		
営業費用		58,028	14, 462		
医業	費用	55,904	13, 935		
	給与費	30,305	7, 575		
	材料費	14,223	3, 527		
	経費	7,326	1, 815		
	減価償却費	3,757	946		
	その他	293	72		
	対象外消費税等	2,124	527		
営業外費月	Ħ	818	200		
臨時損失		48	12		
純利益		1,233	. 193		
目的積立金取崩	額	0	. 0		
総利益		1,233	193		

- (注1)期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与制度改定及び物価変動 等の影響は考慮していない。
- (注2)数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致 しない場合がある。

(単位:百万円、金額は税込)

	区 分	金	額
	<u></u>	第3期中期計画期間	令和2年度(参考)
資金	収入	61,647	15, 835
·	業務活動による収入	58,173	14, 318
	診療業務による収入	54,869	13, 490
	運営費負担金による収入	2,555	642
	その他の営業活動による収入	749	186
<i>*</i> *.	投資活動による収入	1,447	317
•	運営費負担金による収入	1,447	317
	その他の投資活動による収入	0	0
٠	財務活動による収入	1,206	379
•	長期借入れによる収入	1,206	379
	その他の財務活動による収入	. 0	0
	前期中期目標期間からの繰越金	821	821
,	(前年度からの繰越金)	02.1	021
資金:	支出	61,647	15, 835
	業務活動による支出	55,079	13, 703
	給与費支出	30,520	7, 615
	材料費支出	15,646	3, 880
٠,	その他の業務活動による支出	8,913	2, 208
	投資活動による支出	1,206	379
	有形固定資産の取得による支出	1,206	379
	その他の投資活動による支出	0	0
ļ	財務活動による支出	3,293	731
	長期借入金の返済による支出	2,893	634
	移行前地方債償還債務の償還による支出	328	79
	その他の財務活動による支出	72	18
	次期中期目標期間への繰越金	2,069	1, 022
	(翌年度への繰越金)	2,009	1, 022

<sup>(</sup>注)数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

#### 第7 短期借入金の限度額

1 限度額

1,000百万円

- 2 想定される短期借入金の発生事由
- (1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (2) 業績手当(賞与)の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の 充実、組織運営の向上策等に充てる。

#### 第10 料金に関する事項

1 料金

料金は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条 第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の規定による療養の給付に要する診療費 国が定める労災診療費算定基準により算定した額
- (4) 非紹介患者初診及び再診加算料 健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号及び高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 2 項第 5 号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき理事長が定める額
- (5) 個室使用料(希望により使用する場合に限る。) 別表に掲げる額
- (6) 健康診断料 前記(1)を基準として理事長が定める額とし、国民健康保険組合その他の 団体等との間における診療契約に係る料金は、その契約の定めるところによる。
- (7) 分娩料 別表に掲げる額

## (8) 手数料 別表に掲げる額

(9) (1)から(8)に掲げる以外のもの 理事長が別に定める額

## 2 消費税

消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る料金は、前記1において定める額に消費税(地方消費税を含む。)を加えた額とする。

## 3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

## 4 延滞金

理事長は、督促を受けたものが、料金を納付する場合においては、延滞金を徴収することができる。

5 その他

第10料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 別表

## 1 個室使用料

区分	単位	金額
準個室(4床室)	1日	2,000円を上限として理事長が 定める額
一般個室	1日	8, 000円
特別個室	1日	24, 000円

## 2 分娩料

区分			金額	
帝王切開の場合			1胎につき 18万円	
場合	時間内		1胎につき 25万円	── 多胎の分娩をする ── 場合の2胎目以降
	日日	時間外	1胎につき 30万円	の分娩料は、1胎に 一 つき左欄の区分に
		深夜	1胎につき 30万円	応じ定める金額に2
	休日	3	1胎につき 30万円	分の1を乗じて得た
帝王切開及び	平日	時間内	1胎につき 16万円	

通常分娩以外  の場合		時間外	1胎につき 19万2,000円	;
		深夜	1胎につき 22万4,000円	
	休E	∃ .	1胎につき 22万4,000円	

- (注1)「通常分娩」とは、第10料金に関する事項1(1)の規定により算定される療養、医療等を伴わない分娩をいう。
- (注2)「時間内」とは、午前8時から午後6時までをいう。
- (注3)「時間外」とは、(注2)及び(注4)に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。
- (注4)「深夜」とは、午後10時から午前6時までをいう。
- (注5)「休日」とは、次に定める日をいう。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (注6)分娩料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。

#### 3 手数料

区分	単位	金額
診断書料	1通につき	3,000円以上7,000円以下
証明書料	1通につき	1,000円以上2,000円以下
督促料	1通につき	100円

## 第11 その他長崎市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画(令和2年度から令和5年度まで)

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	計海	
が必要なない。	第3期中期計画期間	令和2年度	財源
病院施設、医療機器等整備	1,246	394	長期借入金他

- (注)各事業年度の施設及び設備に関する計画の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
- 2 中期目標の期間を超える債務負担
  - ア 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間				ΛΛ (幸 マムト )☆ )罒 ἀπ	
	償	還	額	次期以降償還額	総債務償還額	
移行前地方債償還債務			328	1,284	,	1,612

# イ 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

		中期目標期間		期間	が出い収集を	<b>纵甚致尚</b> "黑旗	
		償	還	額	次期以降償還額	総債務償還額	
i	長期借入金償還債務			2,893	7,755	10,643	

# ウ 新病院整備等事業

(単位:百万円)

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降事業費	総事業費
新病院整備等 事業	令和 2年度から 令和12年度まで	1,496	2,738	4,234

<sup>(</sup>注)事業期間は、中期目標期間以後の分について記載している。

3 積立金の処分に関する計画 なし

# 参考資料 1 地方独立行政法人長崎市立病院機構の概要について

- 1 名 称 地方独立行政法人長崎市立病院機構
- 2 所在地 長崎市新地町6番39号
- 3 設立年月日 平成24年4月1日

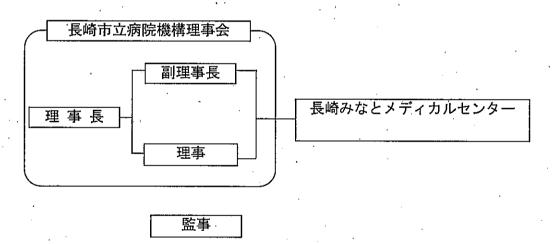
## 4 設立目的

長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、 市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守 ることを目的とする。

#### 5 役員の状況及び組織図

役員 11名(理事長:兼松隆之、副理事長(2名)、理事(6名)、監事(2名))

#### 組織図



#### 6 職員数

1, 085名(平成31年4月1日)

区分	正規職員	その他	計
医師	109 名	18名	127 名
看護師等	532 名	41 名	573 名
医療技術職	167 名	36 名	203 名
事務等	51 名	131 名	182 名
計	859 名	226 名	1,085名

(令和2年2月1日現在)

	·		(中和2年2月1日現在)
		•	長崎みなとメディカルセンター ·
所	在	地	長崎市新地町6番39号
院		長	兼松 隆之
許可	「病	床数	513床
-1	般病床		494床
結	核病床		1 3 床
感	染症病	床	6床
, ,			- 長崎医療圏病院群輪番制病院
			・地域周産期母子医療センター
`			地域医療支援病院
			・地域がん診療連携拠点病院
主な	:指	定。等	・地域脳卒中センター
-			・災害拠点病院(地域災害医療センター)
			- 臨床研修病院
			- 第二種感染症指定医療機関
			・救命救急センター
			〇救急医療
  目指すべき医療 	〇高度・急性期医療(脳血管疾患医療、心疾患医療、がん医療)		
	, <u>p</u> , , , ,	〇小児・周産期医療	
	-		〇政策医療(災害医療、結核医療、感染症医療)
			36科目(令和2年2月1日現在)
٠,			内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・
			内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外
診療科	l B	科、産科·婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、	
		· 🛏	外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺·内分泌外科、
			肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮
		.	膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫
	·		瘍科、病理診断科、救急科、歯科
敷	也 面	積	11, 017. 72m <sup>2</sup>
	·		I 期棟 鉄筋コンクリート造(免震構造)地上8階地下2階
建物規	ς	Ⅱ期棟 鉄筋コンクリート造(免震構造)地上4階地下1階	
	- 1·#	マニホールド棟	
	模	駐車場棟(335台) 鉄骨造 地上5階	
	•		総建築面積 8, 215. 71 ㎡
			総延床面積 48,720.67 ㎡
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# 8 病院の沿革

·	
昭和23年12月1日	長崎市立市民病院として開設 (内科、外科及び耳鼻咽喉科の3科。病床数96床)
昭和32年7月1日	総合病院の承認を受ける
平成8年12月20日	災害拠点病院の指定を受ける
平成 14 年 12 月 9 日	地域がん診療連携拠点病院の指定を受ける
平成 15 年 10 月 30 日	新医師臨床研修制度における臨床研修病院の指定を受ける
平成 17 年 10 月 1 日	地域医療支援病院の名称承認を受ける
平成 20 年 4 月 1 日	地域周産期母子医療センターの指定を受ける
平成 24 年 4 月 1 日	長崎市から「地方独立行政法人長崎市立病院機構」へ運営形態を移行
平成 26 年 2 月 24 日	長崎みなとメディカルセンター 市民病院と名称変更 新病院   期棟開院
平成 28 年 3 月 1 日	新病院    期棟開院
平成 28 年 3 月 27 日	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター閉院 長崎みなとメディカルセンター 市民病院と統合
平成28年7月1日	新病院 全面開院 (513 床)
平成 29 年 1 月 28 日	新病院 グランドオープン 駐車場棟供用開始
平成 29 年 4 月 1 日	長崎みなとメディカルセンターと名称変更
平成 30 年 4 月 1 日	地域脳卒中センターの指定を受ける
令和2年2月1日	救命救急センターの開設

# 第2期中期目標期間における新たな取組み

#### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 第2期中期目標

第2期中期目標期間中の新たな取組み

#### 1 診療機能

#### (1) 目指す医療

#### ア 救急医療

地域住民が安心できる 24 時間 365 日体制の救急医療の更なる充実を図 るため、ER型の救命救急センターを 第2期中期目標期間中の早期に整備 すること。

また、地域の医療機関や消防局との 連携を図り、救急医療体制の充実を図 ること。 ・救急患者トリアージの精度向上のため、JTAS(緊急度判定システム)を導入

(平成 30 年度)

・救命救急センター開設(令和元年度)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
救急搬送人数(人)	3,889	4,538	4,228

#### イ 高度・急性期医療

3大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患) 等に対応するため、地域の医療機関と の連携及び役割分担を行い、地域の 中核的基幹病院としての使命を果たす こと。

- ・がん診療統括センターに看護師、専従の事務職員を新たに配置し体制強化 (平成28年度)
- ・乳がん患者や家族、医療スタッフが、相互にサポートできる環境を築くため「患者の会」を発足 (平成 28 年度)
- ・医師、看護師、理学療法士、薬剤師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカーによる心不全チームを発足 (平成 28 年度)
- ・心不全・睡眠時無呼吸外来を新設 (平成 28 年度)
- ・腎臓内科を新設し、透析を伴う心疾患患者にも対応 (平成 28 年度)
- ・脳神経内科・外科の診療開始や脳卒中認定看護師の配置による、脳血管疾患に対するチーム医療の充実 (平成28年度)
- ・院内の放射線科医によるステントグラフト治療(ステントと人工 血管(グラフト)を組み合わせた器具を用い、カテーテル操作に よって、動脈瘤を血管の内側から治療する手術法。大きな切 開や肋骨切除を行わず、また、人工心肺を使用せずに治療が 可能)、内臓動脈瘤の治療を開始 (平成 30 年度)
- ・乳がんの認定看護師を 1 名増員 (令和元年度)

# 第2期中期目標期間中の新たな取組み

・歯科診療を開始 (令和元年度)

,,	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手術件数	3,417	3,723	4,138
内視鏡手術件数	1,293	1,351	1,271
がん手術件数	724	599	683
放射線治療件数	5,937	5,037	5,669
外来化学療法件数	2,134	2,507	3,002
急性心筋梗塞 手術件数	132	141	115
心臓カテーテル 手術等件数	871	724	697

#### ウ 小児・周産期医療

地域問産期母子医療センターとして、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、小児・周産期医療の充実に引き続き努めるとともに、人材育成を含め、住民が安心できる継続的な医療提供体制の構築に取り組むこと。

- ・32 週未満の早産児等へ対応するため、新生児内科を新設 (平成 30 年度)
- ・NICU(新生児集中治療室)の増床(6 床⇒9 床) (令和元年度)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
分娩件数	307	354	317

#### 工 政策医療

民間医療機関での対応が難しい結 核及び感染症医療については、引き 続き現在の役割を堅持するとともに、 新型インフルエンザ等の感染症発生 時においては、行政や関係医療機関と 連携を図り、速やかな対応を行うこと。

また、災害発生時において、行政や 地域の医療機関と連携し、災害拠点 病院として患者の受入れを行い、医療 救護活動等を実施するとともに、他の 自治体等において大規模災害が発生 した場合は、医療救護活動の支援に 努めること。

さらに、透析医療についても、引き続き実施すること。

・成人病センターとの統合により、結核・感染症の医療体制の維持及び透析医療の継続実施

(平成 28 年度)

# (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域の医療機関との連携・協力体制 の更なる充実を図るとともに、地域医 療支援病院として地域医療に貢献す るため、診療情報の共有化を図りなが ら、地域ネットワークの中心的役割を 担うこと。

また、地域包括ケアシステムの構築 の流れの中で、病院機構が目指す役 割を果たすとともに、地域の医療機関 や介護施設等とも連携を図ること。

- -他の医療機関の連携室、在宅関係者、地域包括支援センター等による「医療ソーシャルワーカー事例検討会」を発足し、困難事例等について地域の医療機関を含め検討することで、職員の専門性の向上や関係機関との連携を強化(平成28年度)
- ・地域の医療機関との連携を進めるため、連携医制度を整備し開放病床の利用、救急対応の迅速な受け入れや優先的な逆紹介などが可能となった。 (平成30年度)
- ・リハビリテーション部において、回復期の病院と人事交流を開始し、異なる機能を持つ医療機関において経験を積むことで、 退院後の急性期から回復期への治療移行の円滑化や相互間 の協力体制の強化につなげた (平成 29 年度)

平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度

紹介率62.364.975.8逆紹介率95.3102.3131.8

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設の共同利用回数	43	65	67
機器の共同利用回数	1,197	1,222	1,857
退院前合同カンファレンス件数	52	84	77

# (3) 安全安心で信頼できる医療の提供

ア 情報の共有化とチーム医療の推進 医師をはじめとした医療スタッフが関わる医療情報の一元管理を図り、各スタッフが共通認識の下でチーム医療を 推進すること。

・平成 29 年度発足の認知症サポートチームや摂食嚥下チーム の対応状況を電子カルテシステムにて一元管理 (平成 29 年度)

# イ 医療安全対策の充実

医療安全に関する情報の収集・分析 を行い、医療安全対策の充実を図るこ と。

また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

- ・リスクマネージャー(診療科の責任者、病棟師長、所属長)による院内ラウンド(院内を巡回し、確認事項をチェック)を開始 (平成 28 年度)
- ・院内ラウンドを月1回から週1回に増加 (平成29年度)

# 第2期中期目標期間中の新たな取組み

# ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し、改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

・問題点を客観的に把握し感染予防の質を高めるため、連携病院とのカンファレンスや相互チェックおよび評価を実施 (平成28年度)

#### (4) 公立病院としての役割の保持

#### ア 外国人への医療の提供

長崎の玄関口となる長崎港に接する 立地であることから、国際観光都市と して、長崎を訪れる外国人観光客等が 安心して医療を受けられる体制を整え ること。 ・地域における外国人患者受入れ拠点病院に認定(厚生労働 省)

(平成 28 年度)

- ・英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語に対応した 通訳機器を導入 (平成 29 年度)
- ・入院案内の英語版や産科における予防接種や健診等の文書 の英語版を作成 (平成30年度)
- ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関に選定 (令和元年度)

外国人患者数 ( )は実数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ入院患者数	37 (8)	112 (13)	140 (13)
延べ外来患者数	74 (57)	88 (61)	144 (112)

# イ 県・市の福祉保健部門等との連携 推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、必要な医療の提供と市民の健康増進を図ること。

- ・アマランスフェスタや DEJIMA 博に参加し、他病院との連携や 仕事体験コーナー実施などにより、地域との顔の見える関係 構築や病院間の連携を強化 (平成29年度)
- 2 住民・患者の視点に立った医療サービスの提供

#### (1) 患者中心の医療の提供・

電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムを最大限に活用し、患者中心の医療の提供を行うとともに、 看護体制を充実するなど、きめ細やかな患者サービスを実施すること。

・マーメイド外来(完全予約制の女性専用外来)における WEB 予約の開始

(平成 28 年度)

・認知症看護認定看護師を中心とした認知症サポートチームによるケアを開始

(平成 29 年度)

・認知症患者の看取りや介護施設勤務の経験者をボランティア として招き、認知症患者への寄り添い活動を行う「よか余暇会」 を設置

# 第2期中期目標期間中の新たな取組み

(平成 30 年度)

- 医療連携、入退院支援、患者相談、がん相談を統合した「患者 総合支援センター」を設置 (平成 30 年度)
- ・クリティカルパス(※)の導入事例等について、院内で発表する クリティカルパス大会を実施することで、パス導入効果等につ いての情報共有、理解促進や適用率改善につなげた。

(※:質の高い治療・ケアを提供するために入院から退院まで の治療内容、食事、入浴などの治療計画書を表にしたもの) (平成 29 年度)

# (2) 住民・患者への適切な情報発信

市立病院の役割や機能等について、 パンフレット、ホームページ等を活用 し、適切な情報提供を積極的に行うこ ٥٤

各部署へのホームページ担当者配置及び情報収集と定期的 な更新の仕組み見直し

(平成 30 年度)

・患者及び医療機関向けの情報ニーズアンケートを実施 (平成 28 年度)

# (3) 患者ニーズへの対応の迅速化

患者ニーズをいち早く把握し、柔軟か つ迅速な対応を行うこと。

- 院内図書室の運用開始 (平成 28 年度)
- ・外来診察待ち時間を利用した薬剤師による「お薬講座」を開催 し、薬の服用と取扱い、飲み合わせやお薬手帳等に関する情 報発信を行うことで、医薬品の適正使用に関する啓発を実施 (平成 29 年度)
- 長期療養者への就労支援のため、公共職業安定所職員によ る就労支援窓口を設置(平成 29 年度)
- ・患者モニター制度を導入し、入院および外来の患者モニターを 実施

(平成 29 年度)

#### (4) 職員の接遇向上

患者及び地域住民から信頼される病 院であり続けるため、職員一人ひとり が周囲の人を癒す気持ちを持ち続け るとともに、温かく心のこもった対応が できるよう、接遇の向上を図ること。

・患者ニーズに迅速に対応するため、多部署・多職種の委員を 構成員とした「患者満足度向上委員会」を設置 (平成 30 年度)

				<u>.</u>
第2期中期目標	第2期中	期目標期間中	の新たな取組。	<del>}</del>
(5) ボランティアとの協働	A PROMINE A		`	,
ボランティア活動の行いやすい環境	・ボランティアスタッフ	기による病棟で	の図書の貸出	し巡回開始
を整備するとともに、ボランティアとの	(平成 29 年度)			
連携を推進し、患者サービスの更なる	•	•	•	
<b>向上に努めること。</b>	・認知症患者の看取	りや介護施設	勤務の経験者	をボランティア
	として招き、認知症	患者への寄り	添い活動を行う	「よか余暇会」
	を設置			
	(平成 30 年度)			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	ボランティア登録	18	28	0.7
	人数(3/31 時点)	, 10	20	27
3 マグネットホスピタルとしての機能		•		4
(1) 適正配置と人材評価				
ア 医療スタッフの適正配置と組織の			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
見直し	医白色亚亚胺 幼 土 些吃	七48 珠 1 - 15 4	- ~ ,58 TU U+	- 1.13 TH Martin -
医療水準の維持・向上を図るため、	・臨床研修協力病院 確保につなげた	を増やし、研修	<b>多の選択放を</b> は	いけ、研修医の
病院機構が目指す医療提供体制に必	(平成 29 年度)		±	
要な医師をはじめとした医療スタッフの	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	+		
適正配置を行うこと。				
また、指導体制及び研修プログラム			•	
等を充実し、研修医の確保に努めるこ	•		•	
٤.			٠.	-
さらに、医療環境変化に即した組織			,	•
の弾力的な見直しを図ること。			·	
イ職員採用の柔軟化	- ロッカニノコ パニケ	サル亜は寄しまっ	- 料医体のは	
多様な採用形態の検討や、採用手	・ワークライフバラン 用開始	<b>人に郎慮し/こ</b>	女性医師の仕	期何短時间歷
続きの柔軟化・迅速化に努めること。	(平成 28 年度)			
			. •	
	救急科医師を確保		遣機関との協力	ミに基づく出向
	形態での受入を開始	Ä .	. :	
ウ 適正な人材評価	(平成 29 年度~)			
職員の業績・能力を公正かつ適正に	評価にあたり、取組	みや成果に関	する白己由告	制度を導入
評価する制度を導入すること。	(平成 28 年度)	ストースストース	, vu u-r p	いいと に イナノノ
مراس د میشانی د بینیان د نشانی				
	チャレンジ精神の仮	足進の為、高難	₿易度の目標へ	へのチャレンジ
	認定制度を導入			
エ 職員満足度の向上	(平成 28 年度)	·		
工機員が働きがいと誇りをもって業務	・介護に伴う短時間勤	<b>前務制度を</b> 開始	· .	
に精励できるよう、職員が働きやすい	(平成 28 年度)		<b>-4</b>	.′
環境を整えること。	・院内保育所の運営	開始	•	:
*不がと正んでした。	(平成 28 年度)		,	
	・保健師を配置し、職	員のメンタルイ	<b>ヽルス支援を</b> 強	化
	(令和元年度)	,		

#### 第2期中期目標期間中の新たな取組み

# (2) 医療スタッフの育成

#### ア 研究・研修事業の強化

臨床研究及び治験の体制を整備するとともに、医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るため、研修制度の充実を図ること。

- ・他院の専門家による講演会(心疾患治療に関する講演会や移植医療に関する講演会等)や研修会を実施 (平成28年度)
- ·全職員を対象に倫理講習会、治験研修会を実施 (平成 28 年度)
- イ 資格取得などに対する支援 医療スタッフの資格取得などに対す る支援に引き続き努めること。
- ·貸与型の奨学金制度を新設 (平成 29 年度)

# 4 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする関係法令をは じめ、行動規範を遵守すること。

また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、市の条例等に基づき適切に対応すること。

・内部統制体制の整備のため、内部統制規程及び内部監査規 程を制定

(平成 30 年度)

# 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

# 第2期中期目標

第2期中期目標期間中の新たな取組み

#### 1 組織体制の充実・連携強化

#### (1) PDCAサイクルの徹底による業務評価の推進

目標管理制度を活かし、目標及び計 画に対する成果の検証を迅速に行い、 成果を継続して伸ばしていく柔軟な対 応を図ること。 ・理事会や病院経営会議において、業務実績や予算の進捗管理を行い、PDCA サイクルをより機能させるため、経営戦略会議や人事評価制度(WES)を活用し、進捗管理、評価、改善していく仕組みを構築

(平成 30 年度)

#### (2) 事務部門の専門性の向上

医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応し、戦略的な病院経営を行うため、事務部門の専門性の向上を図ること。

- 経営改善策の立案、進捗管理、評価を行う経営戦略室を設置 (平成28年度)
- ・医事業務の内製化による診療報酬請求事務の徹底 (平成 28 年度)
- ・上級医療情報技師(医療の知識とITスキルを持った人材)を配置し、各部門に点在するシステムの運用管理を担うことで、より現場のニーズに即したシステム導入や運用を行う仕組みを導入

(平成 30 年度)

## 第2期中期目標期間中の新たな取組み

#### 1 持続可能な経営基盤の確立

適正な病床稼働率を維持するとともに、給与費、材料費及び経費の医業収益に占める目標を設定し、その目標を達成すること。

また、第2期中期目標期間中における長崎市からの運営費負担金を含めた4年間の経常収支を黒字とし、第1期中期目標期間中の累積欠損金についても解消に努め、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること

•国・地方公共団体等における退職手当の支給基準に準じた退職手当の見直し (平成 29 年度)

## 2 業務の見直しによる収支改善

診療報酬をはじめとして適切かつ確 実な収入確保に努めるとともに、弾力 的に運用できる会計制度を活用して収 支の改善を図ること。 ・施設基準で新たに「医師事務作業補助体制加算(20 対 1)(医師事務作業補助者の配置体制を評価する加算)」や「総合入院体制加算(高度な医療提供を行う総合病院を評価した加算)」等を取得

(平成 29 年度)

- ・施設基準で新たに「看護職員夜間配置加算(看護職員の夜間 配置を充実させることを評価する加算)」を取得 (平成30年度)
- ・施設基準で新たに「医師事務作業補助体制加算(15 対 1)」を 取得 (令和元年度)

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項

# 第2期中期目標

第2期中期目標期間中の新たな取組み

#### 1 新市立病院建設の着実な推進

「長崎市新市立病院整備基本計画」 に基づく新市立病院建設事業について は、平成28年度の全面開院に向け、 事業に取り組むこと。

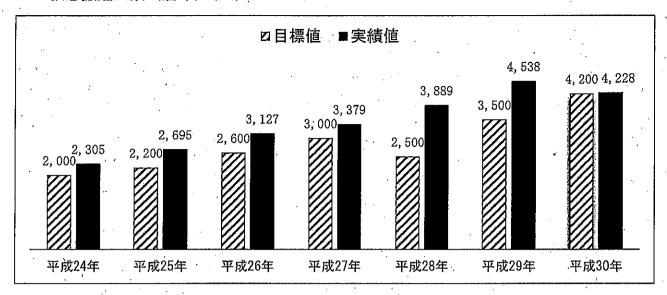
-513 床の運用開始、駐車場棟の完成 (平成 28 年度)

# 2 新市立病院における事業の円滑な推進

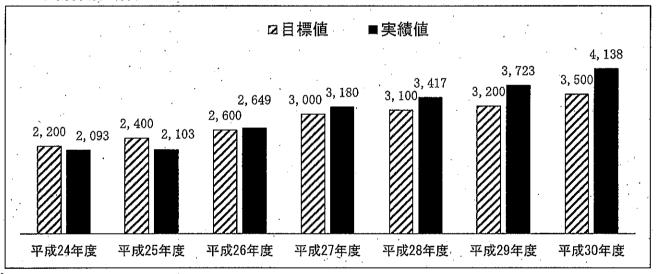
PFI 事業者と連携を図り、施設の適正な維持・管理に努めるとともに、質の高い病院サービスを提供し、長期的な視点を持って事業の円滑な推進を図ること。

# 参考資料3 長崎みなとメディカルセンターの実績値等の推移

# 1 救急搬送人数 (暦年) (人)

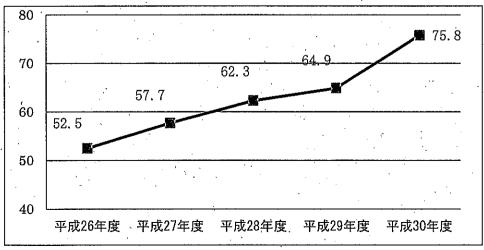


# 2 手術件数(件)



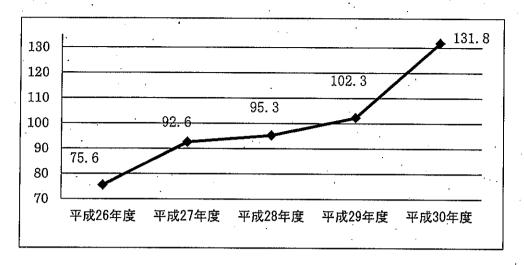
# 3 紹介率(%)

(紹介患者数/初診患者数)×100

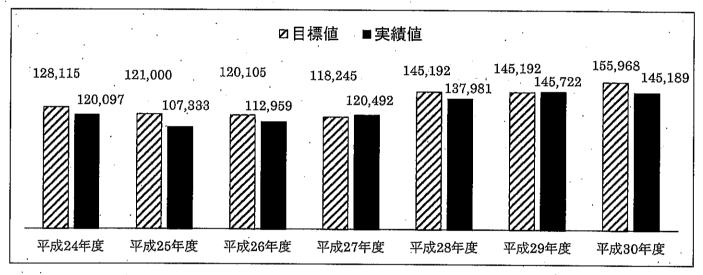


# 4 逆紹介率 (%)

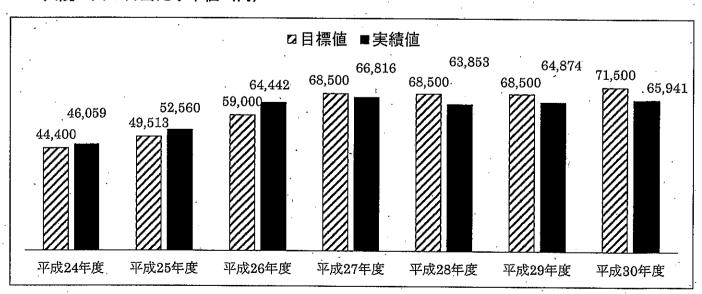
## (紹介患者数/初診患者数)×100



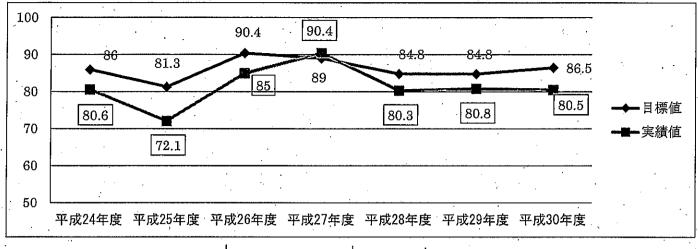
# 5 入院延べ患者人数(人)



# 6 入院1人1日当たり単価(円)

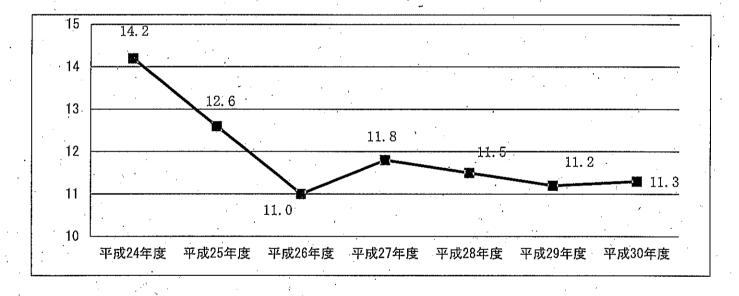


# 7 病床稼働率(%)

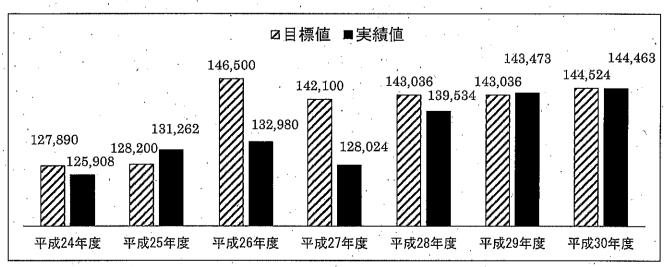


稼働病床数 414 床 → 364 床 → 413 床 → 513 床 H26. 2. 24 H28. 3. 27 H28. 7. 1

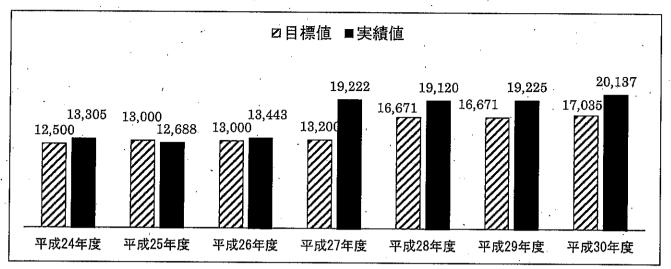
# 8 平均在院日数



# 9 外来延べ患者人数(人)



# 10 外来1人1日当たり単価(円)



※3 月末時点

# 参考資料4

# 損益計算書による決算の推移

第1期 中期目標期間						
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	10,398,856,685	10,442,692,071	11,610,718440	18,227,009,588		
医業収益	9,244,627,344	9,110,238,965	10,610,252,309	11,944,690,630		
入院収益	6,616,289,400	6,617,402,721	7,935,513,669	8,600,093,499		
外来収益	2,411,156,412	2,327,204,730	2,402,766,870	3,132,290,384		
その他医業収益	217,181,532	165,631,514	271,971,770	212,306,747		
運営費負担金収益	762,125,135	842,641,576	666,228,477	607,827,708		
補助金等収益	41,499,172	32,406,108	38,384,123	45,196,206		
その他営業収益	1,000,000	0	350,000	2,706,252		
資産見返負債戻入	344,102,034	457,405,422	295,503,531	626,588,792		
<b>营等D</b> 期(B))	9,928,457,588	100,7000,9007,945	12,453,459,687	14003,757,369		
医業費用	9,771,778,992	10,568,946,315	11,964,283,907	13,463,363,598		
給与費	5,216,095,047	5,560,001,633	6,251,174,759	6,997,093,753		
うち退職給付費用	298,781,912	174,039,733	227,358,653	426,986,081		
材料費	2,278,866,689	2,275,644,411	2,444,943,406	3,293,184,417		
経費	1,427,204,054	1,734,779,611	1,868,096,257	1,795,549,189		
減価償却費	808,476,563	950,458,672	1,351,672,068	1,321,262,667		
研究研修費	41,136,639	48,061,988	48,397,417	56,273,572		
一般管理費	156,678,546	131,961,630	141,286,633	142,482,802		
給与費	134,395,470	114,102,352	129,286,329			
経費	18,460,425	13,817,247	8,657,410	14,415,460		
減価償却費	3,822,651	4,042,031	3,342,894	3,342,894		
控除対象外消費税等	0	0	352,889,147	402,910,939		
営業利益減(C) = (A) = (B)	464,896,147			Δ 781 747.751		
色景が収益(D)	1124,929,225	140,879.765	163,004,819	86,602,418		
財務収益	1,729,798	2,344,868	1,220,924	1,384,383		
運営費負担金収益	27,261,258	32,681,804	42,862,912	41,738,172		
その他営業外収益	95,938,169	105,853,093	118,920,983	43,479,863		
<b>營鶏外費用(E)</b>	240,096,635	268,284,491	100,754,319	130,361,354		
財務費用	52,297,020	51,496,187	83,774,114	81,671,000		
その他営業外費用	187,799,665	216,788,244	76,980,205	49,190,354		
経常利益(F))=(C)+(D)=(E)。	349,728,687	∆ 385,620,540	△ A 845,490,747	Δ 826,006,687		
語時利益(G)	100,536,182	0	196,816,000	54,969,564		
運営費負担金収益	0	0	0	35,896,377		
補助金等収益	0	0	196,816,000	19,073,187		
過年度損益修正益	100,586,182	o	. 0	0		
固定資産売却益	0	0	0	o		
退職給付過去勤務債務償却	o	0	0	. 0		
部時損失(H)	2437/30(024)	1/29,1/59,565	848.616.818	86,313,87/2		
環境対策費用	0	0	469,795,491	0		
雨水渠復旧対策費用	o	O	. 0	48,968,298		
病院統合関連費用	o	0	. 0	30,574,396		
固定資産除却損	3,239,623	129,159,535	322,393,876	6,771,178		
過年度損益修正損	21,490,401	0	42,902,408	0		
固定資産減損損失	o		8,525,038	o		
控除対象外消費税等	o	· o	0	.0		
退職給付会計基準改正に伴う調整額	o]	o	0	0		
訴訟損失引当金繰入額	o	o	. 0	0		
当期純利益(i)=(E)+(G)=(H)	425,584,845	△ 514,780,075	Δ 1,492,291,560	△:857,350,995		
累積欠損金(J)		በዚያ የመፈልተኞቸውን ያለያሉ። አፍሮን የተመፈለተኛ መጀመር መመር መመር ነው። ያሉም ችላሉ ዓለም የመጀመር ቀጥና ያለም እንደ የመጀመር ውንምንን ተመጀመር የነፃነት የተመረጉ	Sa etalli, vesikalije Hustorija il Berlija il Politiciji. Povinje su kranjena se pri korrante u manazim ost	2,438,837,785		
To be the first the second of the second	<b>、</b> カー <b>た</b> 合わ	89.195,230	1,581,486,790	2,438,8377/85		

<sup>※</sup> 平成27年度までは、成人病センターを含む。

(単位:円)

	第2期 中期目標期間				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	30年度-29年度	
	13,253,051,233	13,832,934,141	14,076,727,037	198,742,946	
医業収益	. 11,837,300,038	12,535,743,844	12,774,513,099	238,769,255	
入院収益	8,863,891,941	9,515,658,524	9,626,979,960	111,321,436	
外来収益	2,667,948,427	2,758,234,895	2,909,111,381	150,876,486	
その他医業収益	305,459,670	261,850,425	238,421,758	△ 23,428,667	
運営費負担金収益	640,558;463	534,159,815	509,793,698	△ 24,366,117	
補助金等収益	47,812,165	38,005,307	33,577,245	△ 4,428,062	
その他営業収益	33,054,471	11,337,174	13,296,814	1,959,640	
資産見返負債戻入	699,326,151	763,738,001	745,546,231	△ 18,191,770	
<b>芭蕉 (周(8)</b>	13,467,676,497	13,556,260,521	13,070,3110,2911	317,049,770	
医業費用	12,858,963,464	12,920,271,435	13,159,509,142	239,237,707	
給与費	6,834,464,040	6,697,167,108	6,899,388,819	202,221,711	
うち退職給付費用	305,727,290	41,501,880	222,831,107	181,329,227	
材料費	2,969,008,026	3,244,886,719	3,287,224,935	42,338,216	
経費	1,576,994,998	1,615,446,851	1,690,527,202	75,080,351	
減価償却費	1,425,259,496	1,313,340,264	1,227,613,151	△ 85,727,113	
<b>一</b> 研究研修費	53,236,904	49,430,493	54,755,035	5,324,542	
一般管理費	250,176,916	261,261,548	327,066,536	65,804,988	
給与費	215,448,622	242,224,300	309,894,413	67,670,113	
<b>経費</b>	23,970,029	15,310,737	13,316,896	△ 1,993,841	
減価償却費	10,758,265		3,855,227	128,716	
控除対象外消費税等	358,536,117	374,727,538	386,734,613	12,007,075	
営業利益。(C) 黨(A) 崇(B)	△ 209,625,209	326 723,620			
营等系収益(D))	134,109,216	1163,862,270	1170,000,3335	6.1444.005	
財務収益	35,646	76	114	38	
運営費負担金収益	40,764,692	39,167,042	37,343,146	△ 1,823,896	
その他営業外収益	93,308,878	124,695,152	132,663,075	7,967,923	
<b>営部が沿用(官)</b>	1178,579,188	17/6,105,082	117/1,976,9011	<u> </u>	
財務費用	79,877,117	76,841,908	73,361,548	△ 3,480,360	
その他営業外費用	93,702,071	99,263,174	98,615,353	△ 647,821	
経常利益(F)篇(O)計(D)=(E)	△ 249,095,18 <u>1</u>	314,480,808	201,446,230		
	121,357,203		<b>3,582</b> ,784	△ 459,833,630	
運営費負担金収益	12,231,919	0	0	0	
補助金等収益	48,060,973	0	. 0	. 0	
過年度損益修正益	56,253,701	0	. 0	, 0	
固定資産売却益	4,810,613	0	3,582,784	3,582,784	
退職給付過去勤務債務償却	_ · 0	463,466,464	. 0	△ 463,466,464	
产品的	48,592,406	27/1,878,717/7	201,844,882	<b>▲ 70,028,895</b>	
環境対策費用	0	, 0	0	0	
雨水渠復旧対策費用	0	. 0	0	0	
病院統合関連費用	11,759,360	. 0	. 0	0	
固定資産除却損	14,688,642	1,068,877	1,996,296	927,419	
過年度損益修正損	· 0	0	· O	0	
固定資産減損損失	0	o	0	0	
控除対象外消費税等	17,144 <u>,4</u> 04	o	0	0	
退職給付会計基準改正に伴う調整額	, o	270,804,900		△ 270,804,900	
訴訟損失引当金繰入額	0		199,848,586	199,848,586	
当期純利益(I)=(F)+(G)-(H)	△ 171,330,381	506,073,495	3,184,132	Δ 502,889,363	
累積欠損金(J)	2,610,168,166	2,104,094,671	The action of the second second of the second secon	Company of the contract of the same of the contract of the	
	2,010,100,100	Z, IU4,U94,071	2,100,910,539	△ 3,184,132	

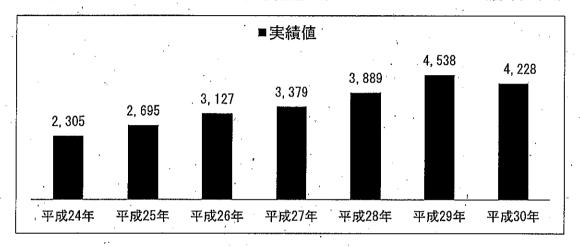
# 1 現状

長崎みなとメディカルセンターでは、年間約 9,000 件の救急患者を受け入れているが、 そのうち約 4,200 件は救急車搬送であり、長崎医療圏の中で最も多くの救急車を受け入れ ている。

また三次救急患者の受入れも行い、心血管疾患・脳血管疾患については、救急隊及び医療機関からのホットラインによる対応を連日行っている。

# ■長崎みなとメディカルセンター救急搬送人数

(暦年)(人)



		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
長崎市全体の搬送件	数(A)	22, 322	23, 210	23, 124
長崎みなとメディカルセ	ンターの	3, 889	4, 538	4, 228
救急車受入件数	(B)	(17. 4%)	(19.6%)	(18. 3%)
(割合: B/A)				

#### 2 救命救急センター設置に係る経緯

#### ●令和元年8月

長崎市と長崎大学が救急医療体制整備に関する協定締結

(連携・協力事項)

- 長崎みなとメディカルセンターにおける救命救急センターの設置・運営
- 長崎大学における救急・国際医療支援室の設置・運営
- 研修医及び医学生の医療教育

●令和元年 11 月

長崎大学 救急・国際医療支援室教授選任

●令和2年 1月

救急・国際医療支援室から長崎みなとメディカルセンターへ

救急専門医2名を配置

●令和2年2月1日 救命救急センター開設

# 3 救命救急センター設置の目的

長崎みなとメディカルセンターの救急受入体制を充実させ、重篤な患者への迅速な 対応を行うとともに、救急告示病院の後方支援的な役割を担う。

また、救急医療に携わる人材育成を強化し、地域の救急医療提供体制の充実を図る。

## 4 救命救急センターの機能

# (1) 三次救急について

長崎大学病院の高度救命救急センターと役割分担を行う。

#### (主な役割)

### ●長崎大学病院

多発外傷、広範囲熱傷など高度な医療機能が必要な疾患を担う

●長崎みなとメディカルセンター

長崎大学病院と連携し、心血管疾患、脳血管疾患を中心とした三次救急を担う

# (2) 二次救急について

現在の輪番病院の役割を維持するとともに、救急告示病院と役割分担や後方支援のあり方について協議を行っていく。

#### (3) 一次救急について

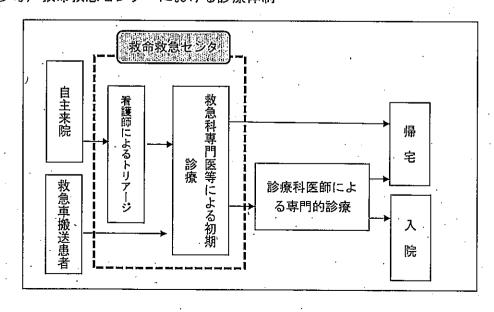
現在と同様に、輪番日において夜間急患センター、在宅当番医等で対応できない一次救急患者の受け入れを行う。

#### (4) 人材育成について

長崎大学病院の高度救命救急センターと協力し、救急医療提供に対する役割に 応じた教育・研修を行い、研修医教育の充実を図る。

若手医師や研修医及び救急医療に関わる医療従事者に対し、救命救急センター での教育を充実させ、地域全体における医療人材の確保・育成に寄与する。

# (参考) 救命救急センターにおける診療体制

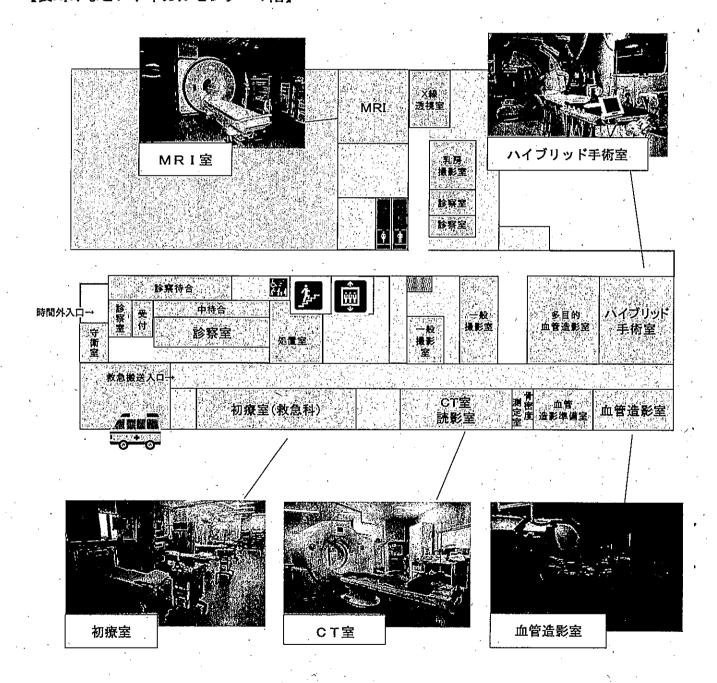


# (5) 救命救急センター関連配置図

救急搬送入口より搬送された救急患者は初療室で診察・処置を行い、必要に応じてCT室やMRI室等で検査を行う。

心疾患の患者でカテーテル治療が必要となった場合は、血管造影室で治療を行うとともに、カテーテル治療などの内科的治療と手術などの外科的治療を同じ空間で行うことができるハイブリッド手術室で、心臓血管内科と心臓血管外科が協力して心疾患の治療にあたる。(3階病棟の手術室でも手術を実施)

# 【長崎みなとメディカルセンター1階】



# 参考資料 6 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)抜粋

#### (中期計画)

- 第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと るべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

#### 六 剰余金の使途

- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
  - 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
  - 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

#### 第八十三条

- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

